

農地の有効活用と経営体の育成に向けた生産基盤整備の新たな展開

既に整備された農地の高度利用に向けた機動的な整備に事業を重点化するとともに、農地流動化促進等のソフト事業を一体的に実施することにより基盤整備を契機とした経営体の育成を推進。

123, 353 (0) 百万円

1 ポイント

水田整備の進捗に伴い、整備後相当程度の年数が経過した水田の維持・保全に係る事業ニーズの高まりに対応するため、整備率の向上を主目的としたこれまでの事業体系を改め、農地利用集積、経営体の育成等アウトカム（成果）を重視した事業制度へ転換。

(1) 経営体育成基盤整備事業（公共） 107, 323 (0) 百万円

「ほ場整備事業」及び「土地改良総合整備事業」を廃止・統合し、経営体の育成が見込まれる地域を対象として、区画整理をはじめ、農業用排水施設、農道等の生産基盤の整備を経営体の育成を図りつつ、地域農業のニーズに応じて柔軟かつ弾力的に実施。

(2) 経営生産対策促進事業 7, 776 (0) 百万円

基盤整備を契機とした担い手への農地利用集積、認定農業者等の育成、麦・大豆等の生産振興、畑地帯の産地形成促進及び環境機能の維持・増進を図る総合的なソフト事業を「経営体育成基盤整備事業」等と一体的に実施。

(3) 農地等高度利用促進事業 8, 254 (0) 百万円

地域農業の維持・振興を図り、既に整備された農地の高度利用を促進する観点から、暗渠排水、土壌改良等多様な作物生産に応じたきめ細かな生産基盤整備を機動的に実施。

2 事業実施主体 都道府県、市町村、土地改良区、農協 等

3 補助率 基本補助率 1／2（一部定額）

[担当課：農村振興局農地整備課（03－3502－6277（直））]